

平成21年10月16日

号外第4号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

- 秋田県傷病者搬送受入協議会条例（64・総合防災課）…………… 4
- 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（65・市町村課）…………… 5
- 秋田県地域福祉基金条例を廃止する条例（66・福祉政策課）…………… 5
- 秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例（67・長寿社会課）…………… 5
- 秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例（68・長寿社会課）…………… 6
- 秋田県土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に係る汚染土壌処理業許可手数料徴収
条例（69・環境あきた創造課）…………… 7
- 秋田県保育所整備等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（70・幼保推進課）…………… 7
- 秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例（71・特別支援教育課）…………… 7
- 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（72・警務課）…………… 8

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県傷病者搬送受入協議会条例（秋田県条例第64号）

- 1 消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項に規定する協議会として設置する秋田県傷病者搬送受入協議会の組織、委員の任期等、会長、会議、部会及び会長への委任について定めることとした。（第2条～第6条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成21年10月30日から施行することとした。
 - (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）について所要の規定の整備を行うこととした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第65号）

- 1 次の事務に係る法令の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による土地等の立入調査等（別表第48の2、別表第49及び別表第50関係）
 - (2) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定による指示に従わない旨の公表等（別表第72の5関係）
 - (3) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の規定による損失の補償（別表第72の6関係）
 - (4) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定による医療法人の決算の届出の受理（別表第85関係）
 - (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による卸売一般販売業の許可の申請等の受理（別表第85関係）
- 2 施行期日

この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、1(2)から(5)までは、公布の日から施行することとした。

◇秋田県地域福祉基金条例を廃止する条例（秋田県条例第66号）

- 1 秋田県地域福祉基金条例（平成3年秋田県条例第31号）を廃止することとした。
- 2 施行期日

この条例は、平成21年12月1日から施行することとした。

◇秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例（秋田県条例第67号）

- 1 介護保険事業による多様な保健医療サービス及び福祉サービスの提供並びに介護施設等における火災発生時の入所者等の安全の確保を図るため、(1)及び(2)の促進に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
 - (1) 小規模介護施設（小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム等の施設で、その定員が29人以下のものをいう。）の新設又は増設
 - (2) 介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム等の施設で消防法施行令の一部を改正す

る政令(平成19年政令第179号)の施行により平成24年3月31日までにスプリンクラー設備を設置するものとされた施設等をいう。)における同設備の整備

2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。(第2条～第7条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例(秋田県条例第68号)

1 介護事業所において介護に従事する人材の確保及び介護施設の運営の安定を図るため、(1)及び(2)に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

(第1条関係)

(1) 介護事業所(2)の施設等をいう。)において介護に従事する職員(看護に従事する職員を除く。)の賃金の引上げその他処遇の改善

(2) 介護施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム等の施設をいう。)の開設の準備

2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。(第2条～第7条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に係る汚染土壌処理業許可手数料徴収条例(秋田県条例第69号)

1 県は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号。以下「法」という。)附則第2条第1項の規定により法による改正後の土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の汚染土壌の処理の事業の許可を受けようとする者から、手数料を徴収することとした。(第1条関係)

2 手数料の額は、汚染土壌の処理の事業の許可の申請1件につき24万円とすることとした。(第2条関係)

3 手数料は、申請があったときに徴収することとした。(第3条関係)

4 既に徴収した手数料は、還付しないこととした。(第4条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

(2) この条例は、法の施行の日の前日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県保育所整備等臨時対策基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第70号)

1 題名を、秋田県子育て支援等臨時対策基金条例に改めることとした。

2 秋田県保育所整備等臨時対策基金(以下「基金」という。)が対象とする事業に、地域における子育て支援に関する活動の支援、母子家庭及び父子家庭への支援その他の子育て支援並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設の退所者への就業の支援その他の児童等に関する社会的養護に係る事業を加えることとした。(第1条関係)

3 知事は、第1条に規定する事業について文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事業の実施期限ごとに当該事業に係る基金の保管の状況等を当該大臣に報告した場合において国庫に返還すべき額が生じたときは、その額に相当する金額を国庫に返還するため、基金の一部を処分することができることとした。(第6条関係)

4 基金の設置期限を平成27年3月31日(現行平成23年3月31日)に延長することとした。(附則第2項関係)

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第71号)

1 秋田県立盲学校及び秋田県立聾学校の位置を秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127に改めることとした。(第2条関係)

2 秋田県立秋田養護学校及び秋田県立勝平養護学校を廃止するとともに、新たに設置する特別支援学校の名称及び位置を次のとおりとすることとした。(第2条関係)

名称	位置
秋田県立秋田きらり支援学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (3) 学校職員の定数に関する条例（昭和37年秋田県条例第5号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第72号）

- 1 銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。（第8条関係）
(1件につき)

区分	改正前	改正後	引上額
銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請			
猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者 (同時申請の場合)	5,400円 (3,100円)	6,800円 (4,300円)	1,400円 (1,200円)
上記以外の者 (同時申請の場合)	9,000円 (5,300円)	10,500円 (6,700円)	1,500円 (1,400円)
猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の申請	21,000円	22,000円	1,000円
猟銃及び空気銃の所持の許可の更新の申請			
新たな許可証の交付を伴う場合 (同時申請の場合)	5,800円 (3,500円)	7,200円 (4,800円)	1,400円 (1,300円)
上記以外の場合 (同時申請の場合)	5,400円 (3,100円)	6,800円 (4,400円)	1,400円 (1,300円)
射撃教習を受ける資格の認定の申請	7,900円	8,900円	1,000円
射撃練習を行う資格の認定の申請	7,900円	8,900円	1,000円

- 2 認知機能に関する検査の申請をする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。（第8条関係）

(1件又は1回につき)

区分	手数料の額
認知機能に関する検査の申請	650円
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講	12,300円
年少射撃資格の認定の申請 (同時申請の場合)	9,600円 (5,900円)
年少射撃資格認定証の書換え	1,800円
年少射撃資格認定証の再交付	1,900円
年少射撃資格の認定のための講習会の受講	9,700円

3 施行期日

この条例は、平成21年12月4日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県傷病者搬送受入協議会条例
- 二 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県地域福祉基金条例を廃止する条例
- 四 秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例
- 五 秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例
- 六 秋田県土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に係る汚染土壌処理業許可手数料徴収条例
- 七 秋田県保育所整備等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

平成二十一年十月十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第六十四号

秋田県傷病者搬送受入協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第三十五条の八第一項に規定する協議会として設置する秋田県傷病者搬送受入協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織、委員の任期等)

第二条 協議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、法第三十五条の八第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集する。ただし、次に掲げる場合は、知事が招集する。

一 会長が互選されていないとき(会長が欠けた場合において、新たな会長が互選されていないときを除く。)

二 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合において、その職務を代理し、若しくはその職務を行う者に事故があるとき又は当該者が欠けたとき。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第三条第二項から第四項まで及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「知事」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十月三十日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「国民保護協議会の委員及び専門委員」を「国民保護協議会の委員及び専門委員 傷病者搬送受入協議会の委員」に改める。

秋田県条例第六十五号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四十八の二第二号中「第八十二条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同表第三号中「第八十三条」を「第五十条」に改める。

別表第四十九第三号中「第八十二条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同表第四号中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同表第五号中「第八十三条の二」を「第五十一条第二項」に改める。

別表第五十第一号中「第二十条第一項」を「第十八条第二項」に改め、同表第二号中「第八十二条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同表第三号中「第八十三条」を「第五十条」に改める。

別表第七十二の五第二号中「第四条第三項」を「第四条第三項」に改め、同表第四号中「第十九条第一項」を「第十九条第三項」に改め、同表第五号中「第三条第三項」を「第四条第三項」に、「経済産業大臣」を「消費者庁長官」に改める。

別表第七十二の六第四号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

別表第八十五第十一号中「及び第十二条第二項」及び(ロ)を削り、(四)を(三)とし、(四)から(五)までを一つずつ繰り上げ、同表第十九号中「(全)という。)」の下に「、乗事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二号)附則第二条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令(以下この号において「旧令」という。))」を加え、「及び法」を「、乗事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の省令(以下この号において「旧省令」という。))及び法」に改め、同号中(ハ)から(イ)までを削り、(ロ)を(イ)とし、(ロ)から(イ)までを一つずつ繰り上げ、(イ)を(ロ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (ロ) 旧令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理
(イ) 旧令第四十六条第二項の規定による許可証の再交付の申請の受理
(ロ) 旧令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による許可証の返納の受理

別表第八十五第十九号(ロ)を削り、(四)を(三)とし、(四)から(五)を一つずつ繰り上げ、(イ)を(ロ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (四) 旧省令第五百五十九条の規定による配置販売品目の指定の追加の申請の受理

別表第八十五第十九号(イ)中「(イ)」を「(ロ)」とし、同号(ロ)を同号(イ)とする。

附 則

この条例は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第七十二の五、別表第七十二の六及び別表第八十五の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県条例第六十六号

秋田県地域福祉基金条例を廃止する条例

秋田県地域福祉基金条例(平成三年秋田県条例第三十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。

秋田県条例第六十七号

秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金条例

(設置)

第一条 介護保険事業による多様な保健医療サービス及び福祉サービスの提供並びに介護施設等(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第九項に規定する介護を提供する事業の用に供する施設、同条第二十四項及び第二十五項に規定する施設並びに老人福祉法(昭和二十八年法律第百二十三号)第二十條の四及び第二十九條第一項に規定する施設であつて、消防法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第百七十九号)附則第二条第一項の規定の適用を受けるもの並びに介護保険法第八条第十七項に規定する介護を提供する事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)における火災発生時の入所者等の安全の確保を図るため、小規模介護施設(同条第十四項又は同法第八条の二第二項若しくは第十八項に規定するサービスを提供する事業の用に供する施設及び同法第八条第二十五項に規定する施設であつて、その定員が二十九人以下のものをいう。)の新設又は増設及び介護施設等におけるスプリンクラー設備の整備の促進に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県小規模介護施設等整備促進臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第一条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(債が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第六十八号

秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例

(設置)

第一条 介護事業所(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第三項、第八項、第十項、第十二項、第十九項又は第二十六項に規定する介護等の事業の用に供する施設、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第四号に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業又は老人短期入所事業の用に供する施設及び介護施設(同条第二項第三号及び同条第三項第十号に規定する施設並びに同項第四号に規定する小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)において介護に従事する人材の確保及び介護施設の運営の安定を図るため、介護事業所において介護に従事する職員(看護に従事する職員を除く。)の賃金の引上げその他処遇の改善及び介護施設の開設の準備に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第一条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(債が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第六十九号

秋田県土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に係る汚染土壤処理業許可手数料徴収条例
 (手数料の徴収)

第一条 県は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号。以下「法」という。)附則第二条第一項の規定により法による改正後の土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項の汚染土壤の処理の事業の許可を受けようとする者から、手数料を徴収する。
 (手数料の額)

第二条 手数料の額は、汚染土壤の処理の事業の許可の申請一件につき二十四万円とする。
 (手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があつたときに徴収する。
 (手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例は、法の施行の日の前日限り、その効力を失う。

秋田県条例第七十号

秋田県保育所整備等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県保育所整備等臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第九号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

秋田県子育て支援等臨時対策基金条例

第一条中「研修等」を「研修、地域における子育て支援に関する活動の支援、母子家庭及び父子家庭への支援その他の子育て支援並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第五十六号)第四十一条に規定する児童養護施設の退所者への就業の支援その他の児童等に関する社会的養護」に、「秋田県保育所整備等臨時対策基金」を「秋田県子育て支援等臨時対策基金」に改める。

第六条に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、知事は、第一条に規定する事業について文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事業の実施期限ごとに当該事業に係る基金の保管の状況等を当該大臣に報告した場合において国庫に返還すべき額が生じたときは、その額に相当する金額を国庫に返還するため、基金の一部を処分することができる。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第七十一号

秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立特別支援学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立盲学校の項から秋田県立勝平養護学校の項までを次のように改める。

秋田県立盲学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢三番百二十七
秋田県立聾学校	
秋田県立秋田きらり支援学校	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に秋田県立秋田養護学校高等部又は秋田県立勝平養護学校高等部(以下「秋田養護学校高等部等」という。)に在学する者

は、平成二十二年四月一日に秋田県立秋田きらり支援学校高等部（以下「秋田きらり支援学校高等部」という。）に転学させるものとする。

3 前項の規定により秋田きらり支援学校高等部に転学させた者については、秋田養護学校高等部等における在学年数は、秋田きらり支援学校高等部における在学年数とみなし、秋田養護学校高等部等において履修した課程は、秋田きらり支援学校高等部において履修したものとみなす。

（学校職員の定数に関する条例の一部改正）

4 学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条各号を次のように改める。

一 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員

九四一人

二 その他の職員

九四人

秋田県条例第七十二号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表区分の項中「二の項」を「三の項、五の項及び十五の項」に改め、同表一の項中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千五百円」を「四千三百円」に、「九千円」を「一万五五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同表九の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十一の項とし、同表八の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十の項とし、同表七の項中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千五百円」を「四千四百円」に改め、同項を同表九の項とし、同表中六の項を八の項とし、五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、同表三の項中「二万二千円」を「二万二千円」に改め、同項を同表四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 法第五条の五第一項の規定による無銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講	一回につき一万二千三百円
--	--------------

第八条第二項の表中二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

一 法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能に関する検査の申請	六百五十円
---	-------

第八条第二項の表に次の四項を加える。

十一 法第九条の十三第二項の規定による年少射撃資格の認定の申請	九千六百円（当該申請を行う者が同時に他の法第九条の十三第二項の規定による年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定による年少射撃資格の認定の申請にあつては、五千九百円）
十二 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の書換え	千八百円
十四 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定による年少射撃資格認定証の再交付	千九百円
十五 法第九条の十四第二項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の受講	一回につき九千七百円

附 則

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。

発行者 秋 田 県
 購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
 印刷所 株式会社 松原印刷社
 印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号
 秋田市山王七丁目5番29号
 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
 URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
 秋田市山王七丁目5番29号